

第170回 定時株主総会 招集ご通知

【ご来場の自粛のお願い】
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
事前に議決権を行使いただき、可能なかぎり
ご来場を見合わせていただきますよう強
くお願い申し上げます。

ご出席の株主さまへのお土産を取り止めさ
せていただきます。何卒ご理解賜りますよ
うお願い申し上げます。

書面による議決権行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時 到着分まで

証券コード：9537

北陸瓦斯株式会社

開催日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所 新潟市中央区東大通一丁目2番23号
北陸ビル 8階 当社会議室

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件

定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	1
事業報告	3
連結計算書類	21
計算書類	30
監査報告	37
株主総会参考書類	43

株主各位

証券コード 9537
2021年6月8日

新潟市中央区東大通一丁目2番23号

北陸瓦斯株式会社
取締役社長 敦井 一友

第170回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第170回定時株主総会を後記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席数を減少させ間隔を空けるなど適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、事前に議決権を行使いただき、可能な限りご来場を見合わせていただきますよう強くお願い申しあげます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

議決権行使のご案内



書面（郵送）により
議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2021年6月23日（水曜日）午後5時まで
に到着するようご返送ください。



株主総会への出席により
議決権を行使される場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に
ご提出くださいますようお願い申しあげます。

記

1 日 時	2021年6月24日（木曜日）午前10時
2 場 所	新潟市中央区東大通一丁目2番23号 北陸ビル 8階 当社会議室 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第170期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第170期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【当社ウェブサイト】 <http://www.hokurikugas.co.jp/>

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会経済活動の停滞により前期に比べ大幅に下振れました。政府の各種政策や海外経済の改善などにより、景気持ち直しの動きも期待されておりますが、未だ感染拡大収束の兆しは見えず先行きも極めて不透明なことから、今後も十分に注視していく必要があります。

エネルギー業界におきましては、電力・ガス小売り全面自由化が進展し、これまでのところ、当社グループ（当社および連結子会社）の都市ガス供給区域への新規参入の動きはないものの、業種や地域の垣根を越えた事業者間の競争は今後一層激しさを増していくことが予想されます。また、政府が2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「2050年カーボンニュートラル」を宣言したことで、エネルギー業界のみならず社会全体として脱炭素化への意識が高まるなど、当社グループを取り巻く環境も大きく変化しつつあります。

こうした情勢下でありまして、当社グループは総力をあげて都市ガスの普及拡大、保安の確保および将来に向けた事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

当期の売上高は、見附市のガス事業譲受けや冬場の低気温によるガス販売量の増加があったものの、原料費調整に伴うガス料金単価の引き下げのほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による業務用を中心としたガス需要の減少もあり、前期比6.2%減の483億33百万円となりました。

営業費用につきましては、見附市のガス事業譲受けに伴う減価償却費等の増加があったものの、LNG価格の下落により原料費が減少したことに加え、経営全般にわたり経費の削減に努めたことなどから、前期比7.8%減の460億92百万円となりました。

その結果、営業利益は前期比42.1%増の22億40百万円、営業外収益および営業外費用を加えた経常利益は前期比38.7%増の25億9百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比38.3%増の16億8百万円となりました。

事業別（セグメント別）の概況は次のとおりであります。

なお、事業別の売上高およびセグメント利益には、事業間の内部取引に係る金額を含んでおります。

【都市ガス】

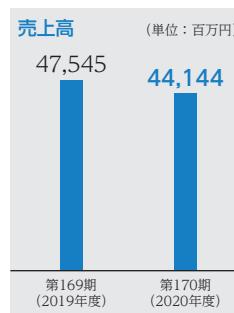
売上高
441億44百万円
(前期比 7.2%減)

当期末のお客さま件数は、2020年4月に見附市のガス事業を譲受けたことから、前期末に比べ3.1%増の455,244件となりました。

ガス販売量につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により業務用を中心とした需要は減少したものの、見附市のガス事業を譲受けしたことや暖冬だった前期に比べて冬場の気温が低く推移したことにより給湯・空調用需要が増加したことから、前期比1.9%増の445,054千㎡となりました。

都市ガス事業（付随する受注工事および器具販売を含む）の売上高は、原料費調整に伴うガス料金単価の引き下げがあったことから前期比7.2%減の441億44百万円、一方、セグメント利益はガス販売量が増加したことにより前期比55.5%増の17億53百万円となりました。

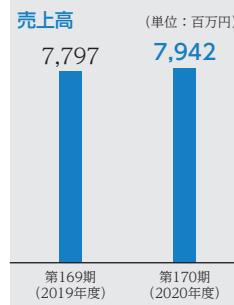
(注) ガス販売量は1㎡当たり45メガジュール換算で表示しております。



【その他】

売上高
79億42百万円
(前期比 1.9%増)

その他の事業の売上高は前期比1.9%増の79億42百万円、セグメント利益は前期比8.8%増の5億20百万円となりました。



(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資総額は80億67百万円となりました。その主な内容は、見附市のガス事業譲受け、経年ガスパイプ取替に伴う導管設備の取得であります。

(3) 資金調達の状況

見附市のガス事業譲受けに伴い、市中銀行等から長期借入金として18億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、エネルギー事業者間の競争激化や少子高齢化に伴う人口減少に加え、脱炭素化の進展、新型コロナウイルス感染症の影響拡大など一層厳しさを増しております。

このような状況のなか、当社グループは新潟県内の約45万件のお客さまへの都市ガスの安定供給を事業の根幹としつつ、お客さまのニーズに沿った付加価値の高いサービスを提供していくことで、地域のお客さまに信頼され、選択され続ける企業グループを目指してまいります。

まず、営業面においては、家庭用燃料電池「エネファーム」と「ガス温水暖房システム」の提案強化による都市ガスの普及拡大に加え、「リフォーム事業」にも積極的に取り組んでまいります。

今後の市況環境を踏まえると、地域の人口が減少傾向のなか、お客さま件数の伸び悩みが見込まれますが、新築住宅向けの販売では、ハウスメーカー等に対し都市ガスメリットの訴求と最新ガス設備の提案を強化しガス採用住宅の増加を図ります。既存住宅向けには、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見極めながら効果的な販売イベントを開催するとともに、健康で快適な生活の実現に寄与する「床暖房」をはじめ、ヒートショック対策や衛生面でも有効な「浴室暖房乾燥機」、昨年割引料金プランを新設した「衣類乾燥機」等の提案強化に取り組み、ガス販売量の増加につなげてまいります。また、家庭用・業務用ともに、他熱源利用のお客さまへの都市ガス化提案をさらに強化し、新規需要の獲得を図ります。

保安強化の面では、お客さまに安心してガスをご使用いただくため、「S iセンサーコンロ」をはじめとした安全型ガス機器の普及促進や、「都市ガス警報器」・「住宅用火災警報器」のPR強化を図るとともに、経年ガス管の取替を継続的かつ積極的に推進してまいります。災害対策としては、ポリエチレン管の敷設をはじめとする供給設備の耐震化および遠隔監視システムの機能強化などを図るとともに、日々巧妙化・高度化するサイバー攻撃に対応するよう各種セキュリティ対策や部門横断的な対応訓練を実施してまいります。

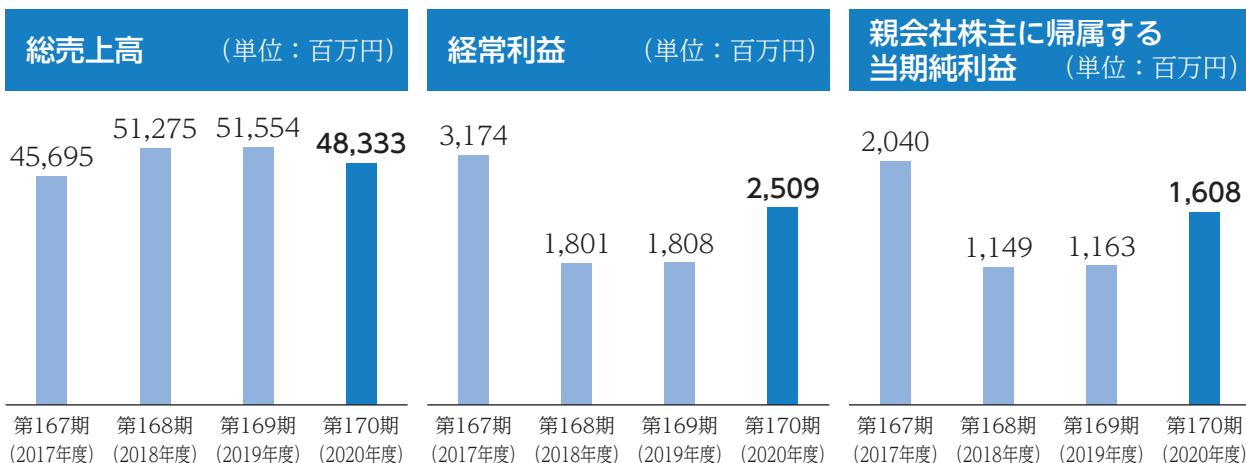
業務全般の合理化・効率化に資する取り組みとしては、RPA（Robotic Process Automation）をはじめとするICT（情報通信技術）の積極的な活用により労働生産性の向上に取り組むとともに、今後も新たな技術を活用することで、様々な形でDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組んでまいります。

加えて、当社グループとして持続的な成長を遂げるため、事業環境の変化に即応しつつ、中長期的な課題に対してグループ一丸となって引き続き取り組むとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、ガス事業を通じたエネルギー分野での社会貢献を目指し取り組んでまいります。

なお、当社、JFEエンジニアリング株式会社、株式会社INPEXの3社による共同事業体は、妙高市からガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託の優先交渉権者に選ばれ、妙高市を含む4者で基本協定書を締結しました。今後、2021年8月の新会社設立、2022年4月の事業開始に向けて、妙高市との詳細協議を進めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移



区分	第167期 (2017年度)	第168期 (2018年度)	第169期 (2019年度)	第170期 (2020年度)
総売上高 (百万円)	45,695	51,275	51,554	48,333
経常利益 (百万円)	3,174	1,801	1,808	2,509
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,040	1,149	1,163	1,608
1株当たり当期純利益	425円52銭	239円75銭	242円65銭	335円51銭
総資産 (百万円)	57,908	60,777	60,206	61,895
純資産 (百万円)	47,291	47,818	48,252	50,272

(注) 1. 百万円単位の記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第168期の期首から適用しており、第167期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

3. 2021年5月20日付「過年度の連結財務諸表等に関する誤謬の判明について」にて公表いたしました内容を踏まえ、当期において過年度の決算訂正を行っており、上記各数値は決算訂正後の数値を記載しております。

(6) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
都市ガス	都市ガスの製造・供給および販売、ガス受注工事の施工、ガス機器の販売
その他	LPGの販売、ガス設備の保全・設計・施工事業、住宅設備機器の販売・施工事業、土木・管工事事業、太陽光発電事業等

(7) 主要な営業所および工場

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	新潟市中央区東大通一丁目2番23号
支 社 等	新潟支社・新潟供給センター（新潟市中央区）、長岡支社・長岡供給センター（長岡市） 柏崎支社・柏崎供給センター（柏崎市）
工 場 等	東港工場（聖籠町）、西長岡供給所（長岡市）、藤井供給所（柏崎市）

② 子 会 社

会 社 名	所 在 地
北陸天然瓦斯興業株式会社	新潟市東区
北陸ガスエンジニアリング株式会社	新潟市中央区
北陸ガスリビングサービス株式会社	新潟市中央区
蒲原瓦斯株式会社	新潟市西蒲区
北栄建設株式会社	新潟市中央区

(8) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
北陸天然瓦斯興業株式会社	70,000	100.00	L P ガスの販売
北陸ガスエンジニアリング株式会社	50,000	100.00	ガス設備の保全、設計施工
北陸ガスリビングサービス株式会社	50,000	100.00	住宅設備機器の販売、施工
蒲原瓦斯株式会社	180,000	41.82 (0.98) [21.89]	都市ガスの供給、販売 ガス受注工事の施工 ガス機器の販売
北栄建設株式会社	150,000	48.40 (4.30) [29.43]	土木・管工事業

(注) 1. 出資比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 出資比率の () 内は、間接所有の出資比率で内数となっております。

3. 出資比率の [] 内は、緊密な者または同意している者の出資比率で外数となっております。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社第四北越銀行	781
株式会社日本政策投資銀行	224
みずほ信託銀行株式会社	133
株式会社みずほ銀行	66
株式会社大光銀行	66
株式会社三菱UFJ銀行	66

(注) 借入金残高は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
631名	+22名

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株
(2) 発行済株式の総数 4,793,917株 (自己株式6,083株を除く)
(3) 株主数 2,246名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
敦井産業株式会社	530	11.07
公益財団法人北陸瓦斯奨学会	413	8.63
新潟ヒューム管株式会社	261	5.46
公益財団法人敦井奨学会	237	4.96
光通信株式会社	202	4.21
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	149	3.11
株式会社第四北越銀行	137	2.86
公益財団法人敦井コレクション	134	2.80
三条信用金庫	118	2.46
株式会社パロマ	104	2.18

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式 (6,083株) を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	敦 井 榮 一	敦井産業株式会社 代表取締役会長 蒲原瓦斯株式会社 代表取締役会長 株式会社第四北越銀行 取締役（監査等委員） 公益財団法人北陸瓦斯奨学会 理事長 公益財団法人敦井奨学会 理事長 公益財団法人敦井コレクション 理事長
取締役社長 (代表取締役)	敦 井 一 友	敦井産業株式会社 代表取締役社長 セコム上信越株式会社 取締役
常務取締役 (代表取締役)	津 野 徹	供給部担当 北陸天然瓦斯興業株式会社 代表取締役社長
常務取締役	高 橋 嘉津夫	企画部・ICT推進部・総務部・経理部・営業部担当
取 締 役	清 水 崇 之	営業部長
取 締 役	古 俣 祐 輔	供給部長
取 締 役	小 出 清	総務部長
取 締 役	小 林 宏 一	小林石油株式会社 代表取締役社長 株式会社いगतエネルギー 代表取締役
取 締 役	並 木 富士雄	株式会社第四北越フィナンシャルグループ 代表取締役社長 株式会社第四北越銀行 代表取締役頭取 株式会社新潟放送 取締役 一般社団法人新潟県経営者協会 会長
取 締 役	鶴 巻 克 恕	鶴巻克恕法律事務所 弁護士
常勤監査役	森 裕 之	
監 査 役	西 潟 精 一	三条信用金庫 理事長
監 査 役	能 勢 正 敏	

- (注) 1. 取締役 小林宏一氏、並木富士雄氏および鶴巻克恕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 西潟精一氏および能勢正敏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 森裕之氏は、当社の経理部門において豊富な業務経験を有するとともに、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 小林宏一氏、鶴巻克恕氏および監査役 西潟精一氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
5. 取締役 小林宏一氏は、2021年5月31日付で小林石油株式会社の代表取締役社長から取締役会長に地位が変更となる予定です。
6. 取締役 並木富士雄氏は、2021年4月1日付で株式会社第四北越フィナンシャルグループの代表取締役社長から代表取締役会長に、また、株式会社第四北越銀行の代表取締役頭取から取締役に、それぞれ地位が変更となっております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 小林宏一、並木富士雄、鶴巻克恕の3氏および監査役 西潟精一、能勢正敏の両氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月22日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の諮問機関である指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の決定にあたっては、指名報酬委員会が決定方針等に沿うものであることも含めて審議していることから、取締役会としてもその答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役および監査役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の役員報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、業績や個々の役員の職責、経済情勢等を勘案し、取締役の報酬については取締役会の諮問機関である指名報酬委員会での意見を参考に、取締役会の決議により、監査役の報酬については監査役の協議により、以下の方針に基づいて決定する。

- (a) 個々の役員が担う役割・責任に応じた報酬体系
- (b) 当社の事業環境や業績を考慮した報酬体系
- (c) 監査役は監査役の独立性や機能を考慮した報酬体系

イ. 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬体系は取締役・監査役ともに「基本報酬（月例）＋賞与」とする。取締役（社外取締役を除く）における基本報酬は「固定報酬＋業績連動報酬」で構成し、個々の役員が担う役割や責任に応じて、事業環境や業績を考慮した上で、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬の内容および算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、業務執行において単年度の業績結果を明確に反映させる観点から、当期純利益を指標とした現金報酬とし、事業全体の状況を踏まえて決定する。

なお、業績連動報酬は当期純利益に加えて事業全体の状況などを総合的に勘案し決定することから、指標の目標は明確には定めないこととする。

エ. 役員報酬における固定報酬および業績連動報酬の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

役員報酬制度に定める基本方針に基づき、社外役員が過半数を占める任意の委員会である指名報酬委員会における審議を経たうえで、基本報酬における固定報酬および業績連動報酬の支給割合を決定する。

取締役の個人別報酬額の決定については、固定報酬部分は役位別に定める指数等をもとに個別の年間報酬額を算定し、また、業績連動報酬部分は当期純利益を指標とした指数に基づき算定した報酬額を、固定報酬の合計に対する個別割合にて配分する。

なお、取締役の個人別報酬構成割合は代表取締役社長の報酬構成割合に準じて、職責や報酬水準を考慮して決定することとし、社外取締役および監査役は業務執行から独立した立場であることから基本報酬は月別の固定報酬のみとする。

オ. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別報酬額の決定については、報酬額の決定手続きにおける客観性・透明性の確保を図るため、社外役員が過半数を占める任意の委員会である指名報酬委員会における審議を経たうえで、取締役会における代表取締役一任の決議に基づき、代表取締役社長である敦井一友が、その役位に応じた報酬額を決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬		賞与	
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役 (うち社外取締役)	171,110 (9,240)	125,970 (7,920)	33,600 (—)	11,540 (1,320)	12 (3)
監査役 (うち社外監査役)	24,190 (6,160)	21,885 (5,280)	— (—)	2,305 (880)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	195,300 (15,400)	147,855 (13,200)	33,600 (—)	13,845 (2,200)	16 (5)

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第169回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 業績連動報酬は、業務執行において単年度の業績結果を明確に反映させる観点から当期純利益を指標としており、当事業年度における業績連動報酬の算定に使用したその実績は861百万円(2018年度)および936百万円(2019年度)であります。なお、業績連動報酬部分は当期純利益を指標とした指数に基づき算定した報酬額を、固定報酬の合計に対する個別割合にて配分しております。

4. 取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第164回定時株主総会において、取締役の報酬限度額として、月額20,000千円以内（うち社外取締役分月額2,000千円以内）、賞与額は年額15,000千円以内（うち社外取締役分年額1,500千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第164回定時株主総会において、監査役の報酬限度額として、月額4,000千円以内、賞与額は年額4,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長である敦井一友に対し各取締役の基本報酬における固定報酬および業績連動報酬の支給割合の決定を委任しております。委任した理由は、個々の役員が担う役割や責任に応じて、事業環境や業績を考慮したうえで、総合的に勘案して決定するには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会の諮問機関である指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。
7. 当社は2015年6月26日開催の第164回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。これに基づき、上記の報酬等の額のほか、当事業年度に退任した取締役1名に対し10,920千円の役員退職慰労金を支給しております。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 小林 宏一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社は、小林石油株式会社および株式会社いがたエネルギーにエコ・ステーションの運営委託等を行っております。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、エネルギー産業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

② 取締役 並木 富士雄

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社は、株式会社第四北越銀行より資金の借入等を行っております。なお、当社と株式会社第四北越フィナンシャルグループ、株式会社新潟放送および一般社団法人新潟県経営者協会において重要な取引関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、金融業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

③ 取締役 鶴巻 克恕

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と鶴巻克恕法律事務所において重要な取引関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

④ 監査役 西淵 精一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と三条信用金庫において重要な取引関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査役会7回すべてに出席し、金融業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識から監査結果の意見交換および監査に関する重要事項の審議等を行っております。

⑤ 監査役 能勢 正敏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席しております。また、当事業年度に開催された監査役会7回すべてに出席し、会社経営に携わった豊富な経験を基に監査結果の意見交換および監査に関する重要事項の審議等を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

29,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,800千円

(3) 非監査業務の内容

当社および当社子会社 蒲原瓦斯株式会社は、会計監査人に対してガス事業託送供給収支計算規則に基づく証明書発行業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると、監査役が認めた場合、監査役会は全員一致の決議により当該会計監査人を解任するものとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム基本方針

会社法及び会社法施行規則に基づく当社の業務の適正並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりとする。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

定期的開催される社長他業務担当取締役出席の議論の場（以下「常務会等」という）でコンプライアンス事案を含む重要案件を審議し、その場で常勤監査役の意見を求め、必要に応じて顧問弁護士、会計監査人等から意見を求める。また、公益通報規程を制定するとともにそれに基づき内部通報窓口を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規則、稟議規程等個別規程類の定めにより、情報文書の保存管理を行い、引き続きその充実を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

災害・事故等当社の主要リスクについては、担当部署において規程・要領等による管理や必要に応じた研修・訓練を実施する。リスク発生時には担当部署での一次対応に加え、常務会等の場において適切な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画に基づく各部門の活動方針や業務目標の設定、定期的進捗管理・業績報告により、全社一体的な執行体制の継続を図る。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社取締役と子会社取締役とが定期的に情報交換を行うとともに、監査室による子会社への内部監査を通じて、子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備を図る。また、グループ全体の内部通報窓口を当社に設置、運用する。子会社において重大なリスクが発生した場合に、当社は報告を受け、連携して対応にあたる。
 - ② 当社は子会社取締役より、業務執行状況その他の重要な情報について報告を受ける。
 - ③ 子会社の事業運営については自主性を尊重しつつ、事業運営にとって重要な事項については当社と協議することにより、連携を図る。
- #### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役から補助使用人設置の要請があった場合、監査役の指示に従い適切に対応する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役へは常務会等の場で重要な決議事項や経営状況の報告を行うとともに、業務執行取締役が決裁する重要な稟議書を回付する。また、監査室による内部監査結果についても監査役へ報告する。
- ② 子会社取締役は監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、適切な報告を行う。内部通報制度により子会社から通報があった場合、当社は通報の状況を監査役に報告する。
- ③ 監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査については、十分な協力を行うとともに監査室等と緊密な連携を図る。監査役の職務を執行するうえで必要な費用について適切に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 定期的開催される常務会等の場で、法令や定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の審議・報告を行っております。その際には常勤監査役等に意見を求めることで、取締役の職務の適正性の確保を図っております。また、部門目標の設定や進捗管理、業績についても定期的に審議・報告を行っており、情報の共有により全社一体的な執行体制の継続を図っております。
- ② 災害・事故等、主要なリスクについては、それを未然に回避し、またその影響が最小限となるよう、各業務担当取締役がリスクの把握・評価を行い、担当部署において規程・要領等による管理や必要に応じた研修・訓練を定期的実施しております。さらに、リスク顕在化時には担当部署による一次対応に加え、常務会等の場において迅速に適切な対策を講じております。
- ③ 当社取締役と子会社の経営責任者をメンバーとする会議を定期的開催し、子会社の業務執行や事業運営に関する重要な情報について報告を受け、必要に応じて協議を行うことで、子会社との情報交換及び意思疎通を図っており、当社に子会社の情報が確実に報告される体制を確保しております。
- ④ 常勤監査役及び監査室をグループ全体の内部通報窓口とし、通報の方法、調査の体制、不正があった場合は是正措置等、所要の手続・体制を当社及び子会社において周知しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ⑤ 監査室は内部監査を実施し、当社及び子会社における法令等の遵守状況、職務の遂行に係る適法性・妥当性等の確認を行っております。内部監査の結果は社長及び常勤監査役に報告し、必要に応じて当該部門の責任者に対し、改善に向けた意見・指摘を行い、フォロー監査を実施して改善措置の実施状況を検証しております。

- ⑥ 常勤監査役は常務会等の重要な会議に出席し、決議事項や経営状況の報告を受け、その知識・経験を活かし適切な意見を述べるとともに、会計監査人及び監査室と定期的に情報交換を行い、当社の監査や子会社の事業運営状況の確認を行うことで、当社及び子会社における職務の執行に関する適法性の確認を行っております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は法令を遵守した企業活動を行い、反社会的勢力との取引関係を遮断することを基本方針とする。具体的には顧問弁護士や警察、新潟県暴力追放運動推進センター等の外部機関と連携して、反社会的勢力を排除するとともに、更なる社内体制の整備に努めるものとする。

(4) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期
資産の部	
固定資産	50,718,702
有形固定資産	41,879,835
製造設備	4,098,491
供給設備	34,561,059
業務設備	1,815,054
その他の設備	884,638
建設仮勘定	520,592
無形固定資産	3,211,553
のれん	2,412,808
その他無形固定資産	798,745
投資その他の資産	5,627,313
投資有価証券	2,137,146
繰延税金資産	1,443,177
その他投資	2,053,873
貸倒引当金	△6,884
流動資産	11,176,738
現金及び預金	6,230,150
受取手形及び売掛金	4,090,942
有価証券	100,155
その他流動資産	762,140
貸倒引当金	△6,649
資産合計	61,895,441

科目	当期
負債の部	
固定負債	3,052,680
長期借入金	661,774
役員退職慰労引当金	131,315
ガスホルダー修繕引当金	1,180,204
器具保証引当金	299,416
退職給付に係る負債	314,236
その他固定負債	465,732
流動負債	8,570,239
1年以内に期限到来の固定負債	692,110
支払手形及び買掛金	2,565,200
未払法人税等	665,425
その他流動負債	4,647,504
負債合計	11,622,920
純資産の部	
株主資本	46,303,616
資本金	2,400,000
資本剰余金	21,046
利益剰余金	43,900,934
自己株式	△18,364
その他の包括利益累計額	802,241
その他有価証券評価差額金	955,261
退職給付に係る調整累計額	△153,019
非支配株主持分	3,166,663
純資産合計	50,272,521
負債純資産合計	61,895,441

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

費 用		収 益	
売上原価	26,171,708	売上高	48,333,606
(売上総利益)	(22,161,898)		
供給販売費及び一般管理費	19,921,231		
供給販売費	17,380,743		
一般管理費	2,540,488		
(営業利益)	(2,240,666)		
営業外費用	7,595	営業外収益	276,230
支払利息	5,414	受取利息	2,535
投資有価証券評価損	1,114	受取配当金	67,787
その他	1,066	導管修理補償料	34,287
		受取賃貸料	81,513
		その他	90,106
経常利益	2,509,301		
税金等調整前当期純利益	2,509,301		
法人税、住民税及び事業税	753,089		
法人税等調整額	52,730		
当期純利益	1,703,480		
非支配株主に帰属する当期純利益	95,047		
親会社株主に帰属する当期純利益	1,608,432		
合 計	48,609,837	合 計	48,609,837

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,400,000	21,043	42,743,822	△18,352	45,146,513
誤謬の訂正による累積的影響額			△67,807		△67,807
誤謬訂正後当期首残高	2,400,000	21,043	42,676,014	△18,352	45,078,706
当期変動額					
剰余金の配当			△383,513		△383,513
親会社株主に帰属する当期純利益			1,608,432		1,608,432
自己株式の取得				△202	△202
自己株式の処分		3		190	193
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	3	1,224,919	△12	1,224,910
当期末残高	2,400,000	21,046	43,900,934	△18,364	46,303,616

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	634,064	△550,083	83,980	3,089,617	48,320,111
誤謬の訂正による累積的影響額					△67,807
誤謬訂正後当期首残高	634,064	△550,083	83,980	3,089,617	48,252,303
当期変動額					
剰余金の配当					△383,513
親会社株主に帰属する当期純利益					1,608,432
自己株式の取得					△202
自己株式の処分					193
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	321,197	397,063	718,261	77,045	795,307
当期変動額合計	321,197	397,063	718,261	77,045	2,020,217
当期末残高	955,261	△153,019	802,241	3,166,663	50,272,521

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数は5社であり、名称は次のとおりであります。
北陸天然瓦斯興業(株)、北陸ガスエンジニアリング(株)、北陸ガスリビングサービス(株)、蒲原瓦斯(株)、北栄建設(株)
- ② 非連結子会社の名称は次のとおりであります。
北陸土地開発(株)、北陸リース(株)、(株)ガスサービス
非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社3社（北陸土地開発(株)、北陸リース(株)、(株)ガスサービス）及び関連会社5社（うち主要なものは北陸不動産(株)）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。
- ② たな卸資産
製品、原料、貯蔵品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、未成工事支出金については個別法による原価法によっております。

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ③ ガスホルダー修繕引当金
球形ホルダーの定期開放検査費用の支出に備えるため、必要費用を期間均等配分方式で計上しております。

- ④ 器具保証引当金
販売器具の保証期間内のサービスに要する費用の支出に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

(二) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

(ホ) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。

(ハ) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務費用は、5年による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度における発生額について5年による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「導管修理補償料」は、営業外収益の総額の10分の1を超えたため、当連結会計年度においては区分掲記しております。なお、前連結会計年度における「その他」に含まれる当該金額は24,134千円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があることと識別した項目はありません。

4. 誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、過年度の事業譲受けに伴うのれん及び関連する税効果の会計処理等に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行いました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は、繰越利益剰余金が67,807千円減少しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

工場財団担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保資産	
供給設備	9,598千円
担保付債務	
長期借入金	24,400千円
1年以内に期限到来の固定負債	33,600千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 145,251,182千円

(3) 保証債務

関東信越ガス事業協同組合 55,840千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,800千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

(イ) 配当金支払額

2020年6月26日開催の定時株主総会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	383,513千円
1株当たり配当額	80.0円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月29日

(ロ) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月24日開催の定時株主総会において次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	383,513千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	80.0円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月25日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(イ) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(ロ) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり返済期日は最長で決算日後6年であり、すべて固定金利であります。

(ハ) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利での借入れを行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、担当部署が適時に資金繰計画を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,230,150	6,230,150	－
(2) 受取手形及び売掛金	4,090,942	4,090,942	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	1,955,035	1,955,679	644
(4) その他投資	2,053,873	2,054,059	185
資産計	14,330,000	14,330,830	829
(1) 支払手形及び買掛金	2,565,200	2,565,200	－
(2) 未払法人税等	665,425	665,425	－
(3) 長期借入金及び1年以内に期限到来の固定負債	1,353,884	1,353,207	△676
負債計	4,584,509	4,583,832	△676

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) その他投資

その他投資のうち、満期までの期間が決算日の翌日から起算して1年を超える預金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金及び1年以内に期限到来の固定負債

この時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額282,267千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	9,826円17銭
(2) 1株当たり当期純利益	335円51銭

9. その他の注記

(1) 企業結合等関係

取得による企業結合

(イ) 企業結合の概要

① 譲受けの相手方の名称及びその事業の内容

譲受けの相手方の名称 見附市

事業の内容 都市ガスの供給及び販売

② 企業結合を行った主な理由

譲受けにより北陸ガスグループの企業価値及び株主価値を高め、天然ガスのさらなる普及・拡大に資すると判断し、見附市の都市ガス事業を譲受けたものであります。

③ 企業結合日

2020年4月1日

④ 企業結合の法的形式

事業譲受

(ロ) 連結計算書類に含まれる取得した事業の業績の期間

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(ハ) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金	3,955,032千円
取得原価	3,955,032

(ニ) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

1,332,841千円

② 発生原因

事業譲受時の固定資産の時価評価額が取得原価を下回ったことによるものです。

③ 償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却しております。

(ホ) 企業結合日に受け入れた資産及びその主な内訳

固定資産	2,425,548千円
流動資産	196,642
資産合計	2,622,191

(2) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期
資産の部	
固定資産	44,542,209
有形固定資産	37,874,452
製造設備	4,099,061
供給設備	32,047,710
業務設備	1,218,172
附帯事業設備	3,712
建設仮勘定	505,796
無形固定資産	3,175,497
借地権	1,017
鉱業権	500
のれん	2,412,808
その他無形固定資産	761,172
投資その他の資産	3,492,258
投資有価証券	2,013,030
関係会社投資	312,123
出資金	15
長期前払費用	180,700
繰延税金資産	939,584
その他投資	53,689
貸倒引当金	△6,884
流動資産	4,669,111
現金及び預金	1,046,092
受取手形	289,188
売掛金	2,623,907
関係会社売掛金	15,098
未収入金	195,032
製品	61,635
原料	20,971
貯蔵品	323,688
前払費用	108
関係会社短期債権	35,950
その他流動資産	63,824
貸倒引当金	△6,388
資産合計	49,211,320

科目	当期
負債の部	
固定負債	2,386,984
長期借入金	600,008
退職給付引当金	32,679
ガスホルダー修繕引当金	1,062,248
器具保証引当金	312,691
その他固定負債	379,357
流動負債	7,430,132
1年以内に期限到来の固定負債	599,996
買掛金	1,997,290
未払金	1,100,703
未払費用	1,513,193
未払法人税等	517,495
前受金	816,933
預り金	32,359
関係会社短期債務	852,160
負債合計	9,817,117
純資産の部	
株主資本	38,444,083
資本金	2,400,000
資本金	2,400,000
資本剰余金	21,046
資本準備金	21,043
その他資本剰余金	3
利益剰余金	36,041,401
利益準備金	600,000
その他利益剰余金	35,441,401
固定資産圧縮積立金	72,989
別途積立金	26,100,000
繰越利益剰余金	9,268,412
自己株式	△18,364
自己株式	△18,364
評価・換算差額等	950,118
その他有価証券評価差額金	950,118
その他有価証券評価差額金	950,118
純資産合計	39,394,202
負債純資産合計	49,211,320

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

費用		収 益	
売上原価	16,958,048	ガス事業売上高	35,975,688
期首たな卸高	65,842	ガス売上	35,975,688
当期製品製造原価	8,464,656		
当期製品仕入高	8,539,502		
当期製品自家使用高	50,316		
期末たな卸高	61,635		
(売上総利益)	(19,017,639)		
供給販売費	15,466,665		
一般管理費	1,851,400		
(事業利益)	(1,699,573)		
営業雑費用	4,526,028	営業雑収益	4,431,041
受注工事費用	1,202,126	受注工事収益	1,205,951
その他営業雑費用	3,323,901	その他営業雑収益	3,225,089
附帯事業費用	8,398	附帯事業収益	67,889
(営業利益)	(1,664,076)		
営業外費用	5,777	営業外収益	281,593
支払利息	4,478	受取利息	16
投資有価証券評価損	1,114	受取配当金	82,961
雑支出	184	受取賃貸料	98,147
		雑収入	100,468
経常利益	1,939,893		
税引前当期純利益	1,939,893		
法人税等	559,000		
法人税等調整額	50,922		
当期純利益	1,329,970		
合 計	40,756,212	合 計	40,756,212

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		固定資産圧縮 積立金	その他利益剰余金 別途積立金
当期首残高	2,400,000	21,043	—	21,043	600,000	78,245	26,100,000
誤謬の訂正による累積的影響額							
誤謬訂正後当期首残高	2,400,000	21,043	—	21,043	600,000	78,245	26,100,000
当期変動額							
剰余金の配当							
固定資産圧縮積立金の取崩						△5,255	
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			3	3			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	3	3	—	△5,255	—
当期末残高	2,400,000	21,043	3	21,046	600,000	72,989	26,100,000

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その 他 有 価 証 券 の 評 価 差 額 金	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	8,384,507	35,162,752	△18,352	37,565,444	631,605	38,197,049
誤謬の訂正による累積的影響額	△67,807	△67,807		△67,807		△67,807
誤謬訂正後当期首残高	8,316,699	35,094,944	△18,352	37,497,636	631,605	38,129,241
当期変動額						
剰余金の配当	△383,513	△383,513		△383,513		△383,513
固定資産圧縮積立金の取崩	5,255	—		—		—
当期純利益	1,329,970	1,329,970		1,329,970		1,329,970
自己株式の取得			△202	△202		△202
自己株式の処分			190	193		193
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					318,513	318,513
当期変動額合計	951,712	946,456	△12	946,447	318,513	1,264,961
当期末残高	9,268,412	36,041,401	△18,364	38,444,083	950,118	39,394,202

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。

(ロ) たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。なお、のれんについては、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、5年による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各期における発生額について5年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、「前払年金費用」として投資その他の資産に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ハ) ガスホルダー修繕引当金

球形ホルダーの定期開放検査費用の支出に備えるため、必要費用を期間均等配分方式で計上しております。

(ニ) 器具保証引当金

販売器具の保証期間内のサービスに要する費用の支出に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるとして識別した項目はありません。

4. 誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、過年度の事業譲受けに伴うのれん及び関連する税効果の会計処理等に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行いました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は、繰越利益剰余金が67,807千円減少しております。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額及び無形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 132,026,884千円

無形固定資産の減価償却累計額 1,892,117千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 170,895千円

仕入高 1,663,353千円

営業取引以外の取引高 4,033,373千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

期末日における自己株式数

普通株式 6,083株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金否認 9,137千円

役員退職慰労引当金否認 103,981

一括償却資産損金算入限度超過額 63,588

未払事業税否認 35,830

ガスホルダー修繕引当金繰入超過否認 297,004

器具保証引当金否認 87,428

未払賞与否認 115,197

未払固定資産税否認 29,985

資産調整勘定 530,446

固定資産減損損失否認 180,934

その他 73,296

繰延税金資産小計 1,526,830

評価性引当額 △194,485

繰延税金資産合計 1,332,345

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △364,431千円

固定資産圧縮積立金 △28,328

繰延税金負債合計 △392,760

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社	敦井産業㈱	(被所有) 直接 11.1 間接 5.4	役員 4名	資材等の購入先 及び本支管工事 等の発注先	資材等の購入 ※1	1,044,771	関係会社 短期債務	138,351
					本支管工事等 の発注 ※2	667,291	関係会社 短期債務	146,960

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
役員及びその 近親者が 議決権の過 半数を所有 している会 社等	敦井㈱	(被所有) 直接 1.6	役員 2名	各種保険契約先	各種保険契約 ※3	23,864	未払費用	4,594

- (注) 1. 上記(1)～(2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 敦井産業㈱は当社役員敦井榮一氏、敦井一友氏及びその近親者が議決権の過半数を所有しているため、「役員及び個人主要株主等」にも該当しております。
3. 敦井㈱は当社役員敦井榮一氏、敦井一友氏及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。
4. 取引条件及び取引条件の決定方針
- ※1 資材等の購入については、市場の実勢価格をみて、交渉のうえ決定しております。
- ※2 本支管工事及び供内管工事の発注については、当社が定めた工事費支払基準に準拠して提示された見積をもとに、その他の工事については過去の発注条件等を勘案し、交渉により決定しております。
- ※3 一般取引価格を参考のうえ、決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 8,217円54銭
- (2) 1株当たり当期純利益 277円43銭

11. その他の注記

(1) 企業結合等関係

取得による企業結合

(イ) 企業結合の概要

① 譲受けの相手方の名称及びその事業の内容

譲受けの相手方の名称 見附市

事業の内容 都市ガスの供給及び販売

② 企業結合を行った主な理由

譲受けにより北陸ガスグループの企業価値及び株主価値を高め、天然ガスのさらなる普及・拡大に資すると判断し、見附市の都市ガス事業を譲受けたものであります。

③ 企業結合日

2020年4月1日

④ 企業結合の法的形式

事業譲受

(ロ) 計算書類に含まれる取得した事業の業績の期間

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(ハ) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金	3,955,032千円
取得原価	3,955,032

(ニ) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

1,332,841千円

② 発生原因

事業譲受時の固定資産の時価評価額が取得原価を下回ったことによるものです。

③ 償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却しております。

(ホ) 企業結合日に受け入れた資産及びその主な内訳

固定資産	2,425,548千円
流動資産	196,642
資産合計	2,622,191

(2) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

北陸瓦斯株式会社

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 栄一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大島 伸一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸瓦斯株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

北陸瓦斯株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
新潟事務所
指定有限責任社員 公認会計士 清水 栄一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大島 伸一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸瓦斯株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第170期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第170期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集等に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

北陸瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役	森 裕之	㊞
社外監査役	西潟精一	㊞
社外監査役	能勢正敏	㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、財政状態、業績を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭といたします。
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 80円 総額 383,513,360円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月25日

第2号議案

取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
※ たか井 聡 (1965年5月3日生)	1988年3月 当社入社 2018年2月 当社柏崎支社長 2019年7月 当社柏崎支社長兼柏崎供給センター長 現在に至る	100株
【取締役候補者とした理由】 当社の供給部門等において豊富な業務経験を有し、その豊富な経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. ※は新任取締役候補者を示します。

2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、株主、投資家、従業員その他第三者からの損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

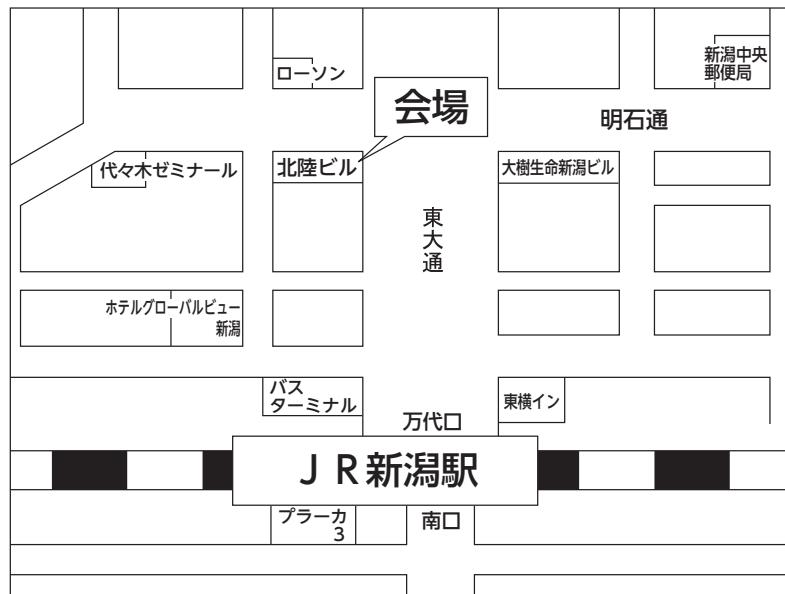
北陸ビル 8階 当社会議室

新潟市中央区東大通一丁目2番23号

TEL (025) 245-2211

交通

J R | 新潟駅万代口より徒歩5分



【ご来場の自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前に議決権を行使いただき、可能なかぎりご来場を見合わせていただきますよう強くお願い申し上げます。

ご出席の株主さまへのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。